

消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

高齢者等の消費者被害の未然防止や早期発見への取組状況を測る指標

【定義・算出式】

道内における消費者被害防止地域ネットワークの組織数
・消費者被害防止地域ネットワークは、自治体、警察、各種団体が連携して消費者被害の防止のために見守り等に取り組む組織

【出典】

北海道環境生活部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 52組織

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 74組織

<目標値設定の考え方>

地域における消費者被害防止の取組が広がるよう、1年に2組織ずつ増加させることをめざし、目標値を設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和2年度(2020年度) 70組織

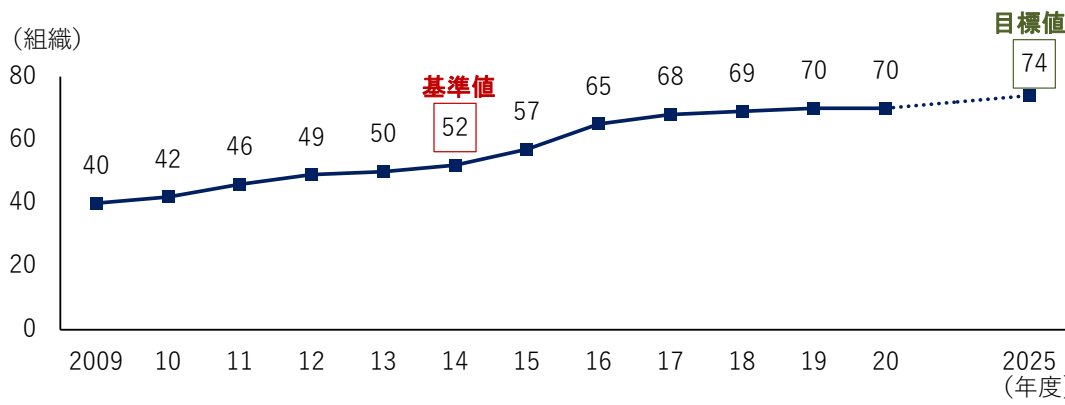
<達成度合の分析>

消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業(H26~)の取組効果が現れている。

●データ

(単位: 組織)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
組織数	40	42	46	49	50	52	57	65	68	69	70	70
						基準値						実績値



HACCP手法による衛生管理導入施設数（累計）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

【何を測る指標か】

食品関係施設における食品の安全性確保に向けた取組状況を測る指標

【定義・算出式】

HACCPによる衛生管理を導入している以下の施設の数

- ①食品衛生法施行細則第23条の3第1項の規定に基づく届出施設数
- ②北海道HACCP自主衛生管理認証施設数
- ③HACCPに基づく衛生管理導入の評価施設数
- ④食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程承認施設数
- ⑤対米・対EU輸出水産食品取扱認定施設数
- ⑥民間機関によるHACCP認証取得施設数
- ⑦認証等を受けていないHACCP導入施設数

・HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害要因分析重要管理点)の略であり、原料の受入から製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、6月頃確定

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 511施設

【②目標値】

目標年:令和5年度(2023年度) 目標値:2,250施設

<目標値設定の考え方>

平成30年(2018年)6月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化された。令和2年(2020年)から施行予定のHACCP制度化へ対応し食品の安全性・信頼性を確保するため、HACCPに沿った衛生管理の導入をさらに進めるとし、目標値を設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 1,583施設

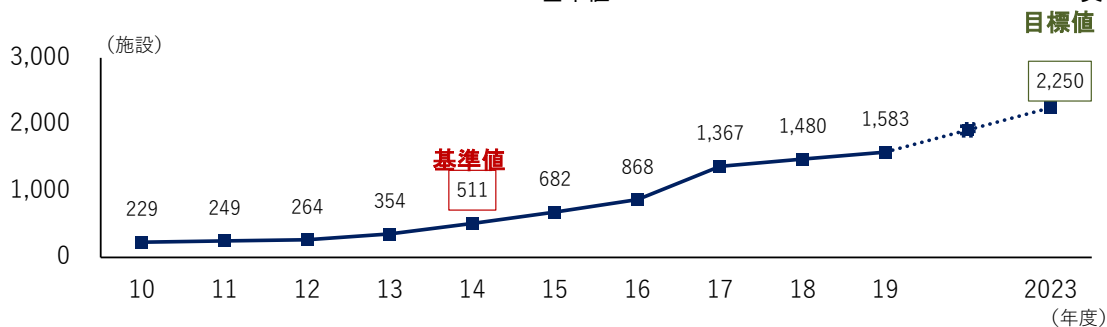
<達成度合の分析>

HACCPに沿った衛生管理の制度化の周知や技術的支援などにより、HACCPの導入は着実に進んでいる。

●データ

(単位:施設)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
施設数	229	249	264	354	511	682	868	1,367	1,480	1,583
					基準値					実績値



人権侵犯事件数(人口10万人当たり)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■人々が互いに尊重しあう社会づくり

【何を測る指標か】

人権が尊重された社会づくりの進展状況を測る指標

【定義・算出式】

法務省の人権擁護機関において、人権侵犯の疑いのある事案について措置を講じたものの件数。法律などに違反した行為だけに限らず、広く、憲法や世界人権宣言の基本原則である人権尊重の精神に反するような行為をいい、強制強要(職場での嫌がらせ)、親からの結婚妨害、名誉、信用の毀損なども含まれる。

【出典】

法務省「人権侵犯事件統計(年報)」、毎年調査、概ね6月公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2014年) 19.9件(全国平均値16.9件)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 全国平均値

<目標値設定の考え方>

北海道における値が全国平均値よりも高いことから、あらゆる場を通じて人権に関する教育や啓発を進めることにより、全国平均値とすることを目標としている。

なお、この指標は、人権が尊重されているかを示すものではあるが、件数の増加は、人権侵害が増えている場合と、人権意識が高まったことにより相談件数が増加している場合と両方の理由が考えられる。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年(2019年) 7.3件(全国平均値12.1件)

<達成度合の分析>

人権侵犯事件数は、令和元年(2019年)実績で、北海道では10万人当たり7.3件となり、全国の平均値を大きく下回る結果となった。基本的な人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及を図るための取組を国、道、市町村が連携して進めた効果と考えられる。

●データ

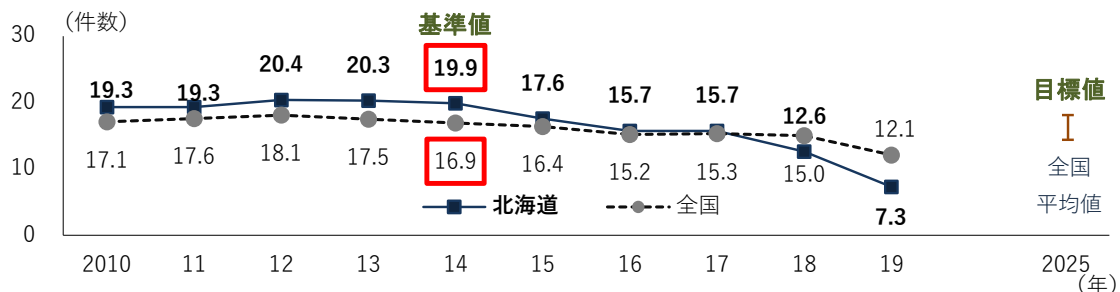
人権侵犯事件数(人口10万人当たり)の推移

(単位:件)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	1,066	1,059	1,117	1,112	1,087	951	835	841	669	386
10万人当たり	19.3	19.3	20.4	20.3	19.9	17.6	15.7	15.7	12.6	7.3
全国	21,696	22,168	22,930	22,437	21,718	20,999	19,443	19,533	19,063	15,420
10万人当たり	17.1	17.6	18.1	17.5	16.9	16.4	15.2	15.3	15.0	12.1

基準値

実績値



自主防災組織活動カバー率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■ 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

【何を測る指標か】

「共助」の役割を担う自主防災組織の活動による地域防災力を測る指標

【定義・算出式】

全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合
(算出式) 自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数 / 全世帯数

【出典】

消防庁「地方防災行政の現況」、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 51.3%(全国平均値80.0%)

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 全国平均値以上

<目標値設定の考え方>

地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成を促進するなど、地域防災力を強化することにより、全国平均値以上とすることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 60.5%(全国平均値84.1%)

<達成度合の分析>

数値は上昇しているものの、目標値とは乖離している状況である。

引き続き、自主防災組織の活動実態の把握とともに、活動カバー率の向上に向け、取り組んでいく。

●データ

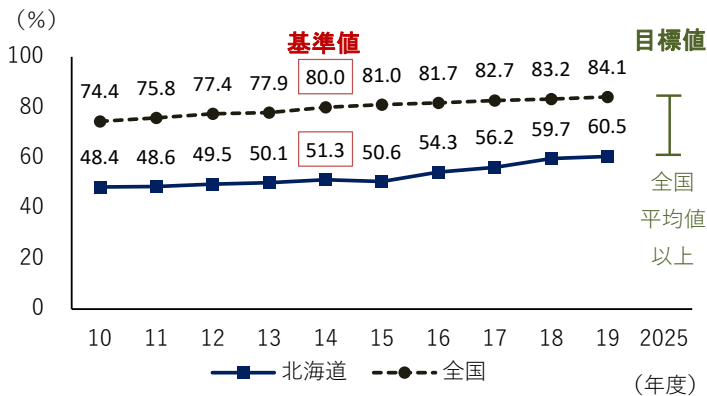
(単位: %)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北海道	48.4	48.6	49.5	50.1	51.3	50.6	54.3	56.2	59.7	60.5
全国	73.5	75.8	77.4	77.9	80.0	81.0	81.7	82.7	83.2	84.1

※毎年4月1日現在で集計

基準値

実績値



都道府県順位(H31(2019).4.1現在)

都道府県名	自主防災組織活動カバー率	順位
兵庫県	97.6%	1
山口県	97.1%	2
大分県	96.9%	3
高知県	96.5%	4
香川県	96.4%	5
長崎県	68.8%	44
北海道	60.5%	45
青森県	54.4%	46
全国	84.1%	—

災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■ 災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

住民などの円滑かつ安全な避難体制の確保状況を測る指標

【定義・算出式】

市町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定割合。内閣府において、平成17年(2005年)3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられ、同年7月に防災基本計画により地方公共団体において避難勧告等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成に努めることとされたことを受け、市町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式) 各災害毎に避難勧告等の発令判断基準を策定した市町村 / 各災害毎の該当市町村

【出典】

- ・北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査
- ・消防庁国民保護・防災部防災課調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度)

- 水害 : 策定率 86.9%(洪水予報河川、水位周知河川を対象)
- 土砂災害: 策定率 92.0%
- 高潮災害: 策定率 73.1%(高潮災害の有無については、市町村からの自主申告)
- 津波災害: 策定率 98.8%(海岸を有する市町村を対象)

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

市町村に対し避難勧告等策定基準の早期策定を働きかけるとともに、策定に向けた助言などの支援を行うことにより、各災害において策定率を100%とすることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 水害: 83.9% 土砂災害: 89.2% 高潮災害: 100% 津波災害: 97.4%

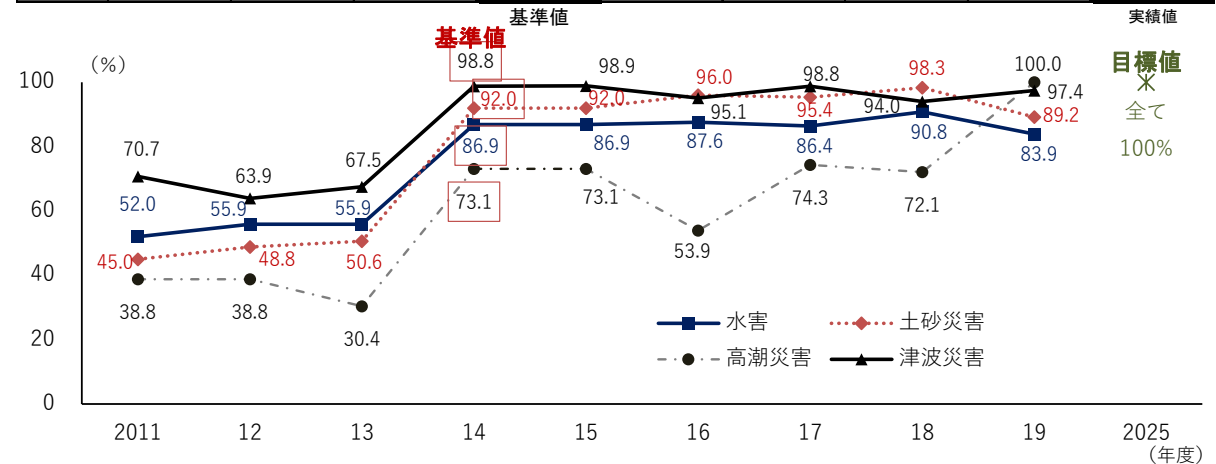
<達成度合の分析>

概ね目標が達成される見込み。

引き続き、未策定市町村へ働きかけを行うなど、策定が進むよう取り組んでいく。

●データ

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
水害	52.0	55.9	55.9	86.9	86.9	87.6	86.4	90.8	83.9
土砂災害	45.0	48.8	50.6	92.0	92.0	96.0	95.4	98.3	89.2
高潮災害	38.8	38.8	30.4	73.1	73.1	53.9	74.3	72.1	100.0
津波災害	70.7	63.9	67.5	98.8	98.9	95.1	98.8	94.0	97.4



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (常時観測火山(9火山)のハザードマップの作成状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■ 災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

道内の常時観測火山における噴火災害等への体制確保の状況を測る指標

【定義・算出式】

道内の常時観測火山(9火山)におけるハザードマップの作成割合。火山のハザードマップは、各火山の災害要因(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等)の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものであり、火山防災上極めて重要なものであることから、道内全ての常時観測火山について、作成を促進するもの。

(算出式)ハザードマップを作成した常時観測火山数 / 全常時観測火山数(9火山)

※常時観測火山 アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 88.9% (8火山)

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

気象台等の関係機関と連携しながら実践的な避難計画の策定を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。

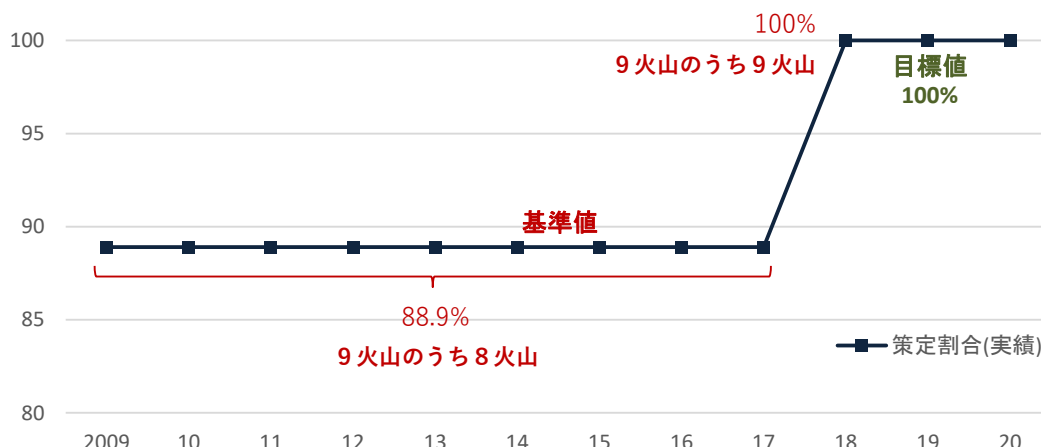
【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和2年度(2020年度) 100.0%

<達成度合の分析>

平成30年度(2018年度)に大雪山のハザードマップを作成し、目標を達成した。

●データ



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (洪水ハザードマップを作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■ 災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

洪水、浸水被害への体制確保の状況を測る指標

【定義・算出式】

洪水ハザードマップを作成した市町村の割合。水防法第15条により、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される浸水を表示した図面に洪水予報等の伝達方法等の事項を記した「洪水ハザードマップ」の作成及び周知を図るものとされていることから、市町村における洪水ハザードマップの策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。
(算出式)洪水ハザードマップを作成した市町村 / 該当市町村(洪水予報河川・水位周知河川を所管する市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 94.9%

【②目標値】

目標年:令和7年度(2025年度) 目標値:100%

<目標値設定の考え方>

市町村の洪水ハザードマップの策定及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している令和6年度としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)8月1日時点での最新の統計数値

令和元年度(2019年度) 97.2%

<達成度合の分析>

令和2年(2020年)3月31日現在において、洪水による浸水被害のおそれがある142市町村のうち138市町村がハザードマップを整備している。未策定の市町村に対して、引き続き、早期の策定促進を働きかけていく。

なお、平成27年(2015年)の水防法の改正により、洪水ハザードマップについては、想定しうる最大降雨量を前提とした浸水想定区域を示す必要があることから、新たな洪水ハザードマップの作成が必要となった。令和2年(2020年)3月31日現在、策定済は94市町村(68.1%)であり、44市町村は未策定となっている。

●データ

(単位:%)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
割合	67.9	81.0	83.2	89.8	94.9	94.9	96.0	95.6	95.0	96.5	97.2

基準値

実績値

